記 者 発 表 資 料

令和８年 11 月 13 日
広島県教育委員会

教職員の懲戒処分等について

令和8年 11 月 13 日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

No.	被処分者	処分内容	処分理由
1	県内 公立小学校 教諭 (37 歳)	懲戒免職	令和８年９月 18 日（金）から同年９月 25 日（金）までの間、自校の児童と SNS で私的なやり取りを行った。 また、同年９月 18 日（金）、校外において、自校の児童と複数回にわたり、わいせつな行為を行った。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第 33 条の規定に違反する。
2	県内 公立小学校 校長 (58 歳)	戒告	令和８年８月 12 日（水）から同年 10 月 10 日（土）までの間、他校の生徒７名と SNS で私的なやり取りを行った。 この行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第 32 条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条の規定に違反する。

※　上記No.１の小学校の校長については、「訓告」の行政措置を行うよう、令和８年 11 月 13 日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】
教職員課　小中学校人事係長　槙原
（電話）　082－513－4924
（内線）　4924
（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp